

西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書

明石市（以下「甲」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で2019年9月26日付締結した「明石市と西日本旅客鉄道株式会社との鉄道沿線のまちづくりに関する包括連携協定書」（以下「包括連携協定書」という。）に基づき、西明石駅及び駅周辺のまちづくりに向けて甲と乙が取り組むことについて、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本協定は西明石駅及び駅周辺において、包括連携協定書が示す「いつまでも」「すべての人に」「やさしい」まちづくりの実現に向け、駅及び駅周辺のバリアフリー化や魅力・にぎわい向上及び行政サービスや市民交流機能の向上並びに良質で快適なまちづくりに、甲と乙が連携して取り組むことを目的とする。

（事業内容）

第2条 前条に定める事業の内容は以下のとおりとする。

1. 甲が実施する事業

甲は、六甲バター工場跡地において（仮称）ＪＲ西明石駅南口駅前広場及び駐輪場の整備を行う。また、周辺道路及び市民サービス向上のための公共施設の整備を行う。

2. 乙が実施する事業

乙は、所有するＪＲ西明石社宅用地を活用し、良質で快適なまちづくりを行う。また、六甲バター工場跡地において、（仮称）ＪＲ西明石駅南口駅前広場に隣接しバリアフリーに配慮した駅ビル及び改札口の整備を行う。

3. 甲及び乙が共同で実施する事業

(1) 甲及び乙は、甲が所有する旧国鉄清算事業団用地及びこれに隣接する乙所有地を活用した事業を共同で行う。

(2) 甲及び乙は、ＪＲ西明石駅が、市民はもとより来訪者からさらに親しまれる施設となるよう、新幹線・在来線駅施設の利便性及び魅力・にぎわい向上に共同して取り組む。

(3) 甲及び乙は、ＪＲ西明石駅周辺の安全性・利便性向上のため、南畑踏切の安全対策・バリアフリー化に共同して取り組む。

（事業手法）

第3条 前条に定める事業の手法は以下のとおりとする。

1. 前条第1項及び第2項に係る事業手法

(1) 六甲バター工場跡地について、乙が一括して用地取得を行う。乙の取得後、六甲バター工場跡地のうち、駅前広場及び駐輪場の用地部分について、甲は乙より現状有姿にて取得する。

(2) 甲は、六甲バター工場跡地における駅前広場及び周辺道路についての都市計画変更、乙が所有するＪＲ西明石社宅用地及び周辺における用途地域・容積率等の変更に関する手続を行う。

(3) 事業実施にあたっては、甲は乙より一定の協力を得て行うものとする。

2. 前条第3項に係る事業手法については、甲乙引き続き協議を行うこととする。

（協議事項）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々その1通を保有する。

2020年12月24日

甲 明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長



乙 神戸市中央区加納町4丁目4番17号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員 近畿統括本部副本部長

近畿統括本部神戸支社長

